労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国一般愛媛地方労働組合松山支部から、夏季一時金等の要求に関して、平成25年６月10日正午以降、同組合の組合員が従事する伊予商運株式会社の全職場（東京都、愛知県、大阪府、愛媛県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年６月７日

厚生労働大臣　田村　憲久

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の、近畿区域の使用者を代表する地方調整委員である宮内雅也氏の任期が平成25年８月９日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、使用者団体、特定独立行政法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人をいう。１において同じ。）は、下記により、使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

平成 25 年６月７日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦者資格　上記の候補者を推薦する資格を有するものは、２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体又は特定独立行政法人であること。

２　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

３　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式１による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

４　推薦書類の提出期限　平成25年７月５日

５　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室（〒100―8916　東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館）

別記様式１

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体名又は特定独立行政法人名

（代表者名）　印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

近畿区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

国税試験

平成 25 年度マンション管理士試験実施公告

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第５条の規定に基づき、マンション管理士試験の実施について次のとおり公告する。

平成 25 年６月７日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　試験期日及び時間　平成25年11月24日（日）午後１時～午後３時

２　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市及び那覇市並びにこれら周辺地域

３　試験実施機関　公益財団法人マンション管理センター　〒101―0003 東京都千代田区一ツ橋２―５―５　岩波書店一ツ橋ビル７階　03―3222―1611（試験案内専用電話）

・大阪支部　〒541―0042 大阪市中央区今橋２―３―21　藤浪ビル３階　電話06―4706―7560

４　受験手数料　9,400円

５　受験案内書　平成25年８月１日（木）から、公益財団法人マンション管理センター（支部を含む。）並びに都道府県及び政令指定都市において配布する。また、公益財団法人マンション管理センターのホームページ（http://www.mankan.org/）に掲載する受験案内書をダウンロードすることにより入手することもできる。

６　受験申込方法　受験手数料を公益財団法人マンション管理センターが指定する払込用紙等を用い、郵便振替又は銀行振込により納付し、受験申込書類を平成25年９月２日（月）から平成25年10月１日（火）（当日消印有効）までの間に公益財団法人マンション管理センターへ郵送する。

７　出題に係る法令等　出題に係る法令等については、平成25年４月１日において施行されている法令等とする。

８　合格発表　平成26年１月上旬に合格者の氏名及び受験番号を官報で公告するとともに、公益財団法人マンション管理センターから各受験者へ合否通知書を送付するほか、公益財団法人マンション管理センターのホームページ（http://www.mankan.org/）において合格者の受験番号を掲載する。

公　告

諸　事　項

工場財団

広島県福山市沼隈町大字常石1083番地**常石造船株式会社**の工場財団に広島県福山市沼隈町大字常石字下根引1284番地の３常石造船株式会社第壱工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 25 年６月７日　　広島法務局福山支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成25年５月31日から１週間の土地家屋調査士業務の停止処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年６月７日

名古屋法務局長　新堀　敏彦

記

氏名　伊藤　満枝

所属する土地家屋調査士会　愛知県土地家屋調査士会

登録番号　愛知第1970号

事務所の所在地　愛知県豊川市諏訪１丁目４番地

違反行為　品位保持義務違反等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成25年５月31日から１週間の土地家屋調査士業務の停止処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年６月７日

名古屋法務局長　新堀　敏彦

記

氏名　伊藤　之勇

所属する土地家屋調査士会　愛知県土地家屋調査士会

登録番号　愛知第1520号

事務所の所在地　愛知県豊川市諏訪２丁目308番地

違反行為　品位保持義務違反等

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第７０５４０号

東京都練馬区羽沢２丁目12番12号

申立人　内本　好昭

本籍東京都練馬区早宮１丁目60番地、最後の住所東京都練馬区早宮１丁目20番６号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日平成24年12月20日、出生の場所大阪府大阪市東区、出生年月日大正６年５月25日、職業無職

被相続人　亡　畠中　芳子

事務所東京都千代田区神田淡路町１丁目２番地クリスタルビル５階宮﨑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮﨑　治子

東京家庭裁判所